

鳥取県（以下「県」という。）は、平成 29 年 12 月 28 日、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）第 11 条第 1 項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条の規定により、鳥取県営鳥取空港特定運営事業（以下「特定運営事業」という。）に関する実施方針を公表しました。

なお、実施方針において、特定運営事業である空港運営事業を実施するに当たっては、それに付随する事業を一体的に実施することとし、これらを併せて鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）としています。

民活空港運営法第 11 条第 1 項により読み替えて適用する PFI 法第 7 条の規定に基づき、特定運営事業を選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成 29 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平井 伸治

**鳥取県営鳥取空港特定運営事業等  
特定運営事業の選定について**

**1 事業概要**

**(1) 事業名称**

鳥取県営鳥取空港特定運営事業等

**(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類**

**ア 名称**

鳥取空港（愛称 鳥取砂丘コナン空港）

**イ 種類**

空港

**(3) 公共施設等の管理者**

鳥取県知事 平井伸治

**(4) 事業内容**

県は、P F I 法第 8 条、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（以下「空港条例」という。）第 21 条第 2 項、鳥取県営鳥取空港管理規則（以下「空港管理規則」という。）第 11 条及び鳥取県営鳥取空港特定運営事業等実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、本事業を実施する民間事業者として選定された者に対し、公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに、当該運営権を設定された者（民活空港運営法第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）との間で鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下のとおり本事業を実施する。

**ア 対象施設**

本事業の対象となる施設及び用地（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。  
対象施設のうち、①から③までを「空港基本施設等」という。

また、県において、鳥取空港ビル株式会社が所有する国内線ターミナルビルと県が所有する国際会館（国際線ターミナルビル）との一体化工事を行っており、本事業の開始までに完了予定であり、増築部は運営権設定対象施設に含まれる。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）
- ② 空港基本施設附带施設等（場周道路、場周柵、ゲート等）
- ③ 空港基本施設管理施設（消防車庫、電源局舎等）
- ④ 空港航空保安施設等（航空灯火、灯火整備棟等）
- ⑤ 国際会館
- ⑥ 除雪車庫

⑦ 駐車場等（駐車場、構内道路）

⑧ 空港用地

#### イ 事業範囲

本事業は、特定運営事業及び任意事業により構成される。特定運営事業は、空港運営等事業、環境対策事業及び附帯事業であり、任意事業は、運営権者が空港機能を阻害しない範囲で行う事業である。

##### (ア) 特定運営事業

###### a 空港運営等事業

(a) 空港基本施設等運営等業務

(b) 空港航空保安施設等運営等業務

(c) 国際会館運営等業務

(d) 駐車場施設等運営等業務

(e) 空港用地運営等業務

###### b 環境対策事業

###### c 附帯事業

(a) ハイジャック等防止対策

(b) 協議会への加入

(c) 運営権者が提案する事業・業務（空港の就航促進・利用促進、空の駅に関する事業）

##### (イ) 任意事業

#### (5) 事業期間

##### ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、運営権者が運営権設定対象施設の運営等を実施する期間をいい、実施契約に定める開始条件が充足されて本事業が開始された日（以下「事業開始日」という。）から5年を経過する日が属する年度末までとする。

##### イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、事業開始日から事業終了日までとする。

#### (6) 事業方式

県は、PFI法第7条に基づき特定運営事業を選定するとともに、当該特定運営事業を実施する民間事業者を選定する。その上で、県は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る県議会の議決を得た上で、選定事業者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権設定後、法令に従って運営権の設定登録を行うとともに、県との間で速やかに実施契約を締結し、事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に従って本事業を開始するものとする。

#### (7) 施設の利用に係る料金の収受と費用負担

##### ア 施設の利用に係る料金の収受

###### (ア) 着陸料等

運営権者は、空港法第 13 条第 1 項に規定する着陸料等について、あらかじめ、法令に定めるところに従い国土交通大臣に届出を行うとともに、実施契約に定めるところに従い知事に通知した上で設定、收受し、自らの収入とすることができる。また、当該着陸料等を変更しようとするときも、同様とする。

**(イ) その他の施設の利用に係る料金**

運営権者は、(ア) 以外の施設の利用に係る料金について、P F I 法第 23 条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ知事に届出を行った上で設定、收受し、自らの収入とすることができる。また、当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

**イ 費用負担**

運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担する。

なお、空港用地等のうち県以外の者の所有地については、県が所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を負担する。

**ウ 運営権者に対する支援**

県は、特定運営事業を県自ら実施した場合に係る管理運営費から本事業によるコスト削減額の一部を減算した額を基準費用、収入を基準収入として算出し、基準費用から基準収入を減算した額を運営交付金として予算の範囲内で支援する。

| 基準費用の対象となる事業  | 基準収入の対象となる収入  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港基本施設等運営等業務</li> <li>・ 空港航空保安施設等運営等業務</li> <li>・ 国際会館運営等業務</li> <li>・ 駐車場施設等運営等業務</li> <li>・ 空港用地運営等業務</li> <li>・ 環境対策事業</li> <li>・ 附帯事業</li> </ul> | <p>左に附帯する収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着陸料</li> <li>・ 停留料</li> <li>・ 土地使用料 等</li> </ul> <p>※県の政策により、減免がある場合は減免後の収入を基準収入とする。</p> |

なお、運営交付金のうち運営権設定対象施設の修繕、関連備品の修繕及び除雪費用について、各事業年度の前年度の 9 月末までに、事業計画を作成し、県と協議を行ったうえ、実施し、実績に応じて精算を行うものとする。

**(8) 施設の立地及び規模に関する事項**

本事業の対象となる事業場所は、空港条例に基づき公示された鳥取空港の区域であり、その所在地等は以下のとおりである。

所在地：鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町

鳥取空港の区域の面積：107.3ha

**2 P F I 事業として実施することの定量的評価**

**(1) 算出に当たっての前提条件**

本事業において、従来どおり県が実施する場合の県の財政負担見込額と、公共施設等運営権を設定し P F I 事業として実施する場合の県の財政負担見込額との比較を行うに当たり、その前提

条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

|                    | 県が実施する場合   | PFI 事業として実施する場合  |
|--------------------|--|--|
| 算定対象とする収入及び経費の主な内訳 | <b>【収入】</b><br>①着陸料収入<br>②土地建物等貸付料収入<br><b>【経費】</b><br>①人件費<br>②運営・維持管理費<br>・（空港等）消火救難、維持修繕、灯火、車両、除雪、光熱水費<br>・（国際会館）保守点検、警備、清掃、維持修繕、光熱水費 | <b>【収入】</b><br>①着陸料収入<br>②土地建物等貸付料収入<br><b>【経費】</b><br>①人件費<br>②運営・維持管理費<br>・（空港等）消火救難、維持修繕、灯火、車両、除雪、光熱水費<br>・（国際会館）保守点検、警備、清掃、維持修繕、光熱水費<br>③その他の経費<br>・ 空港管理者賠償責任保険 |
| 土地建物等貸付料収入         | ・ 条例で定める金額を設定  | ・ 周辺相場をもとに設定   |
| 運営・維持管理費           | ・ 県の既存実績を踏まえて設定  | ・ 県が従来手法で実施する場合に比べ一定の割合の縮減が実現するものとして設定   |
| 資金調達に関する事項         | ・ 一般財源   | <b>【民間事業者】</b><br>・ 自己資金<br>・ 県運営費交付金  |
| 共通条件               | ○運営・維持管理期間<br>平成 30 年 7 月から平成 36 年 3 月まで<br>○着陸料収入<br>条例で定める金額を設定<br>○物価上昇率<br>0.0%  |  |

※本試算では期間等を勘案し、割引率を加味していない。

※本試算ではリスク調整値として空港管理者賠償責任保険を加味する。

## （２）算出方法及び評価の結果

上記（１）の前提条件を基に、県が自ら実施する場合の県の財政負担見込額と、公共施設等運営権を設定し P F I 事業として実施する場合の県の財政負担見込額を、事業期間にわたり年度別に算出し、総額で比較した。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、公共施設等運営権を設定し P F I 事業として実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が 1,700 万円程度軽減されるものと見込まれる。

## 3 P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業について、公共施設等運営権を設定し、P F I 事業として実施することにより、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

### （１）一体的・機動的な経営の実現

現在の鳥取空港は、空港基本施設等、国内線ターミナルビル、国際会館等の空港施設の運営者が異なる。P F I 事業として、運営権者に空港施設の運営等を実施させることにより、空港全体としての一体的・機動的な経営の実現が期待できる。

## (2) 利用者層の拡大と空港の更なる活性化

継続的、機動的なエアポートセールスの実施により、空港利用者の増加等による空港及び県内経済の活性化が期待できる。

また、本事業開始時には、空の玄関である鳥取空港と海の玄関である鳥取港をつなぐ鳥取空港賀露線が整備される。賀露線を活用した利用者層拡大と鳥取港周辺施設「マリニピア賀露」との連携によるにぎわい創出が期待できる。

## (3) 利用者利便性向上

本事業開始時には、国内線ターミナルビルと国際会館の一体化工事が完了する。ハードとソフトの一体化により、民間のノウハウを活用した効率的な運営や空港内サービスの向上を効果的に実現することが期待できる。

また、実施契約に基づいて官民が適切にリスク分担を図ることにより、効率的な事業運営が期待できる。

## 4 P F I 事業として実施することの総合的評価

本事業をP F I 事業として実施することにより、自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 1,700 万円の財政負担額の削減が見込まれる。

また、本事業全体を通じて運営権者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、民活空港運営法第 11 条 1 項により読み替えて適用する P F I 法第 7 条に基づき特定運営事業として選定する。